

令和4年3月18日
国土交通省海事局

「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン（仮称）（案）」
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年2月28日から令和4年3月11日まで、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン（仮称）（案）」に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、1件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

(1) 募集期間

令和4年2月28日（月）から令和4年3月11日（金）

(2) 周知方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）

(3) 意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）、電子メール及び郵送

2. 意見の数

提出意見数 1件

3. お問い合わせ先

国土交通省海事局内航課 意見募集担当

電話番号：03-5253-8627

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

項番	ご意見の概要	考え方
1	本件の意見募集期間を30日未満としたのは、なぜですか？	<p>行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項及び第3項の規定により、国の行政機関が命令等を定めようとする場合には意見公募手続きを実施すること、その意見提出期間は公示の日から起算して30日以上でなければならないことが定められております。</p> <p>本件については、命令等を定めるものではなく、行政手続法第1項に規定された意見公募手続きに基づくものではない、任意の意見募集として、広く利用者から意見をきくために実施するものです。</p> <p>改正船員法や改正内航海運業法等が令和4年4月に施行されるため、施行前のなるべく早いタイミングで関係業界に対して当該ガイドラインを周知する必要があるため、30日未満の意見募集期間としております。</p>

以上